（情緒の安定）

- 保育士等に受け止められながら、安定感を持って過ごし、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- 保育士等は、子どもをかけがえのない存在、一個の主体として尊重し、主体として受け止め認める。そして、子どもが自己を十分に発揮し、自分への自信につながるようにする。
- 長時間にわたり保育所で過ごす子どもが心身の疲れを癒すため、情緒の安定を図り、その心の成長に寄り添い、適切に援助する。
- 日頃からの保育士等の温かい受容や優しいまなざし、スキンシップの積み重ねにより、安心感や信頼感を得て、豊かな心が育てられていく。

（生きる力の基礎を培う）

- 保育士等の適切な援助と関わりによって、保育所が乳幼児にとって、安心して過ごせる生活の場となるようにする。あるがままを受け止められ、心身の状態に応じたきめ細やかな援助や関わりをする。一個の主体として大事にされ、愛おしい存在として認められ、その命を守られ、情緒の安定を図りながら「現在を最もよく生きる」ことで、子どもの心と体を育てていく。
- 教育を、子どもが健やかに成長し、その活動が豊かに展開されるための発達の援助とする。保育士等の援助と環境との相互作用を通して、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を身につけ、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことができるようにする。
- 保育士等と子どもの間で、社会に共通する習慣や知識、技能、価値感、態度、心持ちなど、文化の継承がなされていくようにする。
- 保育士等は、子どもの発達過程に沿って十分に体を動かす活動を保障する。その時期に合わせた運動を取り入れて遊ぶことは、子どもの心と体を育てる。
- 子どもが一人でじっくりと好きな遊びに取り組めるような時間と空間を保障する。

（子どもの健康支援）

- 日々適切な健康観察を行う。一人一人の子どもの健康状態、発育、発達状態を定期的、または随時把握することで、慢性的疾患や障害の早期発見、不適切な養育等の発見につなげる。
- 健康状態の把握は、園医、歯科医による定期的な健康診断に加え、保育士等による毎日の子どもの心身の状態の観察、保護者からの子どもの状態に関する情報提供によって総合的に行う。一人一人の子どもの生育歴に関する情報は、母子健康手帳等を活用することが有効であるが、その際は、保護者の了解を求め、守秘義務についても十分に配慮する。